

小松市未来型図書館等複合施設における図書館資料収集方針(素案)

(本方針は、SPC による設計・運営計画等をもとに、市と SPC の双方協議の上、
空間とテーマ配架の関係を踏まえた内容に更新するものとする。)

(令和 7 年 9 月 19 日 素案)

(目的)

第 1 条 図書館法、●●条例及び●●規則に規定する事業を適正に処理するため、図書資料の収集に関し、基本方針を次のとおり定める。

本方針は、未来型図書館等複合施設(以下、「本施設」という。)の設置に伴い、テーマ配架方式の特性を最大限に活用し、利用者の「知る」「創る」「参加する」という体験を拡張する新たな視点を追加し、多様化・変化する市民ニーズに対応するための具体的な収集方針を示すものである。

※●●:本施設に関する条例及び規則の制定を予定

(役割)

第 2 条 本施設は、図書館法に基づき「知る自由」を社会的に保障する機関として、子どもから高齢者まですべての市民に資料や情報を提供するとともに、「小松の未来」である子どもの心や感性、想像力を育む役割を担う。

(資料収集に係る基本的な考え方)

第 3 条 幅広い年齢層のニーズに応え、多様なレファレンスにも対応していくため、市民の知的好奇心を満たし、学習や調査研究にも活用される資料を収集・整理・保存することとする。また、本施設の蔵書は、本方針に基づき、将来の蔵書の姿を見据え、中長期的視点をもって構築する。

なお、資料の収集にあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 市民の日常を支える資料	テーマ配架や多様なメディアを活かし、調べ物を支援する参考資料など、時代や市民ニーズ(潜在ニーズを含む)の変化に柔軟に対応した資料を収集する。
(2) デジタル資料の積極的な活用	生涯学習に加え、子どもの調べ学習や自由研究など学校連携も見据えた電子書籍・デジタルアーカイブなどのデジタル資料を積極的に活用し、情報技術の進展に伴うメディアの拡張に対応する。
(3) 誰もが利用しやすい資料の収集	障がいの有無に関わらず、誰もが利用できる「見る本」「聞く本」「触る本」などのアクセシブルブック等の資料を積極的に収集し、包摂的な資料・情報環境を実現する。
(4) 地域資料の共創と発信	地域資料の収集に加え、市民と共に地域の情報を収集・記録・編集し、発信するとともに、地域の歴史文化の集積・編集の機能として、図書館と博物館

	をつなぐ役割も担う。
(5) 市政情報の積極的な発信	市政や社会情勢など, 市民に発信すべき内容についても, テーマを複数設け, 広報こまつや行政情報等と一体的な構成とするなど, 市民に確実に届くよう工夫する。
(6) 地域防災に関する資料の収集と活用	頻発する災害に備え, 防災学習情報拠点として, 市民や関係機関への情報提供のため, 地域防災に役立つ資料を記録・収集・活用する。

(収集資料の種類)

第 4 条 収集・保存する資料の種類とその定義は以下のとおりとする。

(1) 一般図書	人文・社会・自然科学から実用書, 読み物に至るまで幅広い分野の最新資料を網羅的に収集する。
(2) YA(ヤングアダルト)資料	中高生世代を主な対象として, その教養・趣味・娯楽・実用にわたり, 10 代の興味を深め, 新たな関心分野を切り開くとともに, 知性と感性を豊かに育む図書を積極的に収集する。
(3) 児童図書	乳幼児から小学生・中学生までの児童を対象に, 読書の楽しみを発見し習慣づけられるよう発達段階に応じた児童図書を, 空とこども絵本館の蔵書等を考慮しながら収集する。
(4) 地域(郷土)資料及び市政資料	小松市及び周辺地域に関する郷土資料や行政資料を網羅的かつ体系的に収集する。郷土資料としては, 市域の歴史・文化・自然・産業に関する出版物, 市内ゆかりの人物の著作, 地域で発行された資料(パンフレット・自治会資料・同人誌など)を積極的に収集する。
(5) 逐次刊行物(新聞, 雑誌)	逐次刊行物は, 最新情報や多様な論点を提供する資料として積極的に収集する。新聞については全国紙, 地方紙及び業界紙の主要なものを購読し, 雑誌については一般教養誌から専門誌まで幅広い分野の定期刊行物を収集する。
(6) 参考図書	館内で調査・参照に供する事典・辞書類などの参考図書については, 各分野にわたって基本的かつ信頼性の高い資料を選定し体系的に収集する。百科事典, 専門辞典, 統計年鑑, 年表・白書類, 各種ハンドブックやレファレンスブックなど, レファレンス

	サービスの充実に資する資料を厳選しつつ収集する。
(7) 和書・古文書	郷土の歴史的文化遺産である和古書や古文書類の収集・保存に努める。
(8) 障がい者向け資料	視覚・聴覚に障がいのある方や読字障がいのある方など、誰もが利用できる資料の提供を重視し、アクセシブルな図書の収集に努める。
(9) デジタル資料	電子書籍をはじめとするデジタル資料の収集を推進する。

(収集方法及び部数)

第5条 資料の収集は、購入、寄贈、保管換え等の方法で収集する。資料は原則として1部収集することとする。

(資料の選択)

第6条 資料の選択にあたっては、本方針及び別に定める資料選定基準に基づき、SPC が選書を行い、市が決定する。

(資料の更新)

第7条 長期にわたって利用される資料が破損・汚損等により利用に供せなくなった際は、代替となる資料の収集により更新することとし、その具体の基準は資料選定基準で定める。

(資料の除籍)

第8条 広く市民のニーズに応えるため、常に新鮮で適切な資料を所蔵する。そのため、必要に応じて資料を除籍することとし、その具体の基準は資料選定基準で定める。

小松市未来型図書館等複合施設における図書館資料選定基準(素案)

(本基準は、SPC による設計・運営計画等をもとに、市と SPC の双方協議の上、
空間とテーマ配架の関係を踏まえた内容に更新するものとする。)

(令和 7 年 9 月 19 日 素案)

(目的)

第 1 条 小松市未来型図書館等複合施設における図書館資料収集方針に則り、資料の選定基準を次のとおり定める。

(選定基準)

第 2 条 資料の選定に当たっては、次のことに留意するものとする。

(1) 共通事項

- ア 網羅的に収集する分野以外は、蔵書構成のバランスにも留意し、特定の分野のみを突出して収集する結果にならないように努めるものとする。
- イ レファレンス業務に役立つ参考図書類は積極的に収集する。
- ウ カウンター業務等で得られた情報を選書にフィードバックするように努める。
- エ 現在だけでなく将来における利用をも念頭におき、資料的価値が高いものの収集に努める。
- オ 小松市の重点的な施策や取組などについて、市民が学び考えることができる資料を収集する。収集に際しては、特定の主義・主張に偏ることなく様々な観点による資料を収集する。
- カ 利用者協働の視点に立ち、市民の意見を聴取する機会(公開選書など)を設け、その結果を踏まえた資料を収集する。

(2) 一般図書

①総記

- ア 最新情報を必要とする情報科学は、常に蔵書更新に努める。
- イ 叢書及び全集は、評価の定まったもの。

②哲学・宗教

- ア 哲学、心理学、倫理学は、東洋思想及び西洋思想に渡り幅広くそろえる。
- イ 宗教は、特定の宗派に偏らず、公平な立場で選定する。
- ウ 宗教を理解するための歴史、聖典等は収集するが、伝道書、布教書は収集しない。
- エ 予言等の非科学的なものは避ける。

③歴史・地理

- ア 歴史・地理は、各時代、各地域に渡り系統立ててそろえる。
- イ 北陸地方、石川県及び小松市の歴史・地理は、特にきめ細やかそろえる。
- ウ 伝記は、資料や実施踏査等考証の裏付けのあるもので、フィクションでないもの。
- エ 旅行ガイドブック及びマップ等は、常に更新に努める。

④社会科学

ア 政治, 経済, 社会, 教育分野は, 常に社会情勢に即応したもの。

⑤自然科学・医学

ア 自然科学は, 入門書から大学一般教養課程の内容のものまでを目安とし, 常に更新に努める。

イ 医学は, 健康, 予防に関するものを中心とする。

⑥技術・家政学

ア 工学・工業は, 入門書から大学一般教養課程の内容のものまでを目安とする。

イ 最新情報を必要とする分野では, 常に更新に努める。

⑦産業

ア 農林水産一般と趣味的な園芸を中心とする。

イ 商業, 交通, 郵便等の産業情報をそろえる。

⑧芸術・スポーツ・娯楽

ア 美術集, 写真集等は, 特に美しい印刷のもの。

イ 音楽は, 日本のものをはじめ外国のものについても, 理論, 歴史等を幅広くそろえる。

ウ スポーツ・娯楽分野は, 多様な要望に応えられるよう幅広くそろえる。

⑨言語

ア 日本語については, 基本的な学問書及び実用的な文例集等をそろえる。

イ 主要な外国語については, 簡単な文法書, 実用書等をそろえる。

⑩文学

ア 詩歌, 小説, 随筆等は, 古典から現代まで魅力あるものを豊富にそろえる。

イ 全集は, 評価の定まったもの。

(3) 児童図書

①児童書

ア 正確で分かりやすく書かれているものを選び, 常に更新に努める。

②童話・児童文学

ア 健全で創造性, 文学性に富み, 表現力豊かなもの。

イ 古典, 全集は, 評価の定まったもの。

ウ 原作を忠実に伝えないもの及び安易に省略したものは選ばない。

③絵本

ア 絵と文が調和して, 互いに補いあって相乗的な効果を出しているもの。

イ 絵は, 芸術性, 創造性に富み, 表現力が豊かなもの。

ウ 文字は, 読みやすいもので, 堅牢な製本のもの。

エ 評価の定まったものを複本でそろえ, 更新に努める。

④参考図書

ア 児童, 生徒の学習に必要な範囲のものを幅広くそろえる。

⑤紙芝居

ア 単純なストーリーを持ち, 遠目のきく, はっきりとした分かりやすい絵のもの。

イ 名作を安易に紙芝居化したものは避けて, 紙芝居でしか味わえないもの。

ウ 利用度に応じて常に更新に努める。

(4) 参考図書

- ①辞典, 事典は, 各分野に渡り豊富にそろえる。
- ②統計, 年鑑, 白書は, 主要なものとし, 更新に努める。
- ③郷土・行政資料は, 小松市に関係するものを集める。
- ④必要な地方紙の縮刷版を保存する。

(5) 郷土資料

①純然たる郷土図書

直接県内の事象事物を対象又は背景としたもの

②県人一般著作

直接県に関係したものではないが, 郷土人の著作, 郷土出版物

③県の文化史的資料

ア 県内官公庁出版物

イ 展覧会, 研究会等の資料

ウ 県内刊行新聞, 雑誌類

エ 県人伝記資料等

(6) 逐次刊行物

①新聞は, 主要な全国紙, 地方紙及びスポーツ新聞等をそろえる。

②雑誌

ア 評論, 文芸, 趣味, レジャー, 家庭, ファッション等各分野に渡り, 魅力のあるもの。

イ 小・中学生から高齢者まで各世代に渡り, 利用度の高いもの。

(7) 障害者用資料

①点字図書及び大活字本は, 利用に応じて収集する。

②文学及び実用書の朗読テープは, 利用に応じて収集し更新する。

(除籍基準)

第 3 条 収集方針第 8 条に関し, 本施設図書館資料の適切な維持・管理のために必要な資料の除籍を行うこととし, その基準を以下の通り定める。

①次の項目の一に該当する資料については不用を決定し, 除籍するものとする。

ア 著しい汚損, 破損又は書き込み等があり, 補修が不可能な資料

イ 不要と判断される資料(逐次刊行物を除く)

・記述内容が古くなり資料価値が減じたもの

・同一の内容で更新されたもの

・複本もしくは類書を有し, 保存の必要のないもの

・既存資料のデジタル化等により保存形態の変更を行った資料で, 原資料の保存を必要としなくなっ

たもの。

- ・視聴覚資料及び電子資料のうち、再生機器が入手できなくなるなどして利用ができなくなったもの。
- ・その他出版事情、蔵書構成、利用者の需要、資料の保存価値等を総合的に判断して保存する必要がないと認められるもの。ただし、変遷内容を比較する必要があると思われる資料を除く。

ウ 不要と判断される資料(逐次刊行物)

雑誌のタイトルごとに保存の必要性を判定し、「5年」または「永年」の保存期限を設定し、期限が過ぎたものは除籍する。永年保存の基準は以下のとおりとし、これに該当しないタイトルの保存は5年とする。増刊号・特別号等の保存年限は、通常号に準ずる。

- ・調査・研究に役立つもの
- ・本施設でしか収集・保存されないと予想されるタイトルで類誌がなく、かつ貴重なもの
- ・郷土雑誌(小松市に関するもの)
- ・小松市を理解する上で必要となる近隣自治体に関するもの
- ・図書館・公文書館の運営の参考になるもの
- ・既に長い蓄積があり価値があると認められるもの、あるいはバックナンバーの利用が多いもの
- ・他媒体で代替不可のもの
- ・特殊コレクション雑誌
- ・その他館長が必要と認めたもの

ただし、デジタル公開されている雑誌は、上記条件にあてはまる場合も永年保存しないことができる。

エ 事故等により当館に存在しない資料

- ・亡失による資料(災害その他で亡失の届出のあったもの)
- ・所在不明資料(3年間所在不明の本)
- ・回収不能資料(返却予定日から3年が経過し、所定の手続きを経て回収が不能なもの)

オ 合本・製本、移管等によって数量変更を行う資料

②除籍資料の選択は当該資料を管理する司書が行い、企画運営会議で決定する。

③除籍を決定した資料については、速やかに必要なデータ処理を行うとともに、資料の廃棄を伴う場合には適切に対応することとする。